

入札監理小委員会における審議の結果報告

経済産業省企業活動基本調査 実施要項

経済産業省企業活動基本調査については、調査関係用品の印刷・配布、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務について民間競争入札を実施するものとし、平成20年4月から1年間、落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づいて経済産業省より提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1．情報セキュリティ管理（実施要項7頁、12頁）

【論点】

対象事業の範囲に個票審査、集計に係る業務が含まれており、実際の調査データを民間事業者が処理することとなることから、情報セキュリティについて十分に配慮する必要があるのではないか。

【対応】

実施要項（案）の「1(2)エ 情報セキュリティ管理」において、「セキュリティマニュアルを作成し経済産業省の了解を得るよう求める」とともに、「5(1)落札者決定にあたっての質の評価項目の設定」において、セキュリティ対策に関する事項を必須項目として設定した。

2．サービスの質とインセンティブ（実施要項8～9頁）

(1) 回収率

【論点】

全体の回収率、督促回収率、基準日（平成20年7月15日）時点の回収率を指標として設定することは適切か。

【対応】

当初は、督促回収率、基準日時点の回収率をしっかりと目標設定することで全体の回収率の目標100%につながるという整理をしてきたが、精査していく中で、基準日時点の回収率は通過点に過ぎないこと、また、

は把握している実績データが少ないこと等から、必ずしも具体的な指標として設定する必要はないと判断し、全体の回収率のみを指標とすることとした。

(2) 回収率以外のサービスの質

【論点】

業務の進捗状況（業務がスケジュールどおりに実施されているか等）をサービスの質として設定してはどうか。

【対応】

実施要項（案）のなかで「各工程毎に民間事業者が策定しあらかじめ経済産業省と調整した作業方針、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること」をサービスの質として設定することとした。

(3) インセンティブ

【論点】

インセンティブを設定すべきではないか。

【対応】

今回については、初年度であること、予算との関連でインセンティブを設定することは困難であるとの説明を受けて、設定しないことはやむを得ないと判断したが、今後、さまざまな工夫（例えば、一定の条件をクリアした場合に表彰するなど）を含め、インセンティブとしてどのような方法があるかについて検討することを経済産業省と確認した。

3. 入札参加資格（実施要項 9 頁）

【論点】

入札参加資格として『経済産業省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の調査・研究において「A」の等級に格付けされているものであること。』を求めているが、妥当であるか。（「A」のみでは狭すぎるのではないか。）

【対応】

経済産業省において、これまで指定統計調査についてこれだけの規模・範囲で民間委託をした経験がないため、慎重に進めたいとの考えであるとのことであり、その考え方については理解できることから、今回はやむを得ないと判断した。しかし、次回入札に向けては今回の経験や受託事業者の意見を踏まえて同様の参加資格を求める必要があるかどうかについて検討することを経済産業省と確認した。

4．落札者決定にあたっての評価方法（実施要項11～12頁）

【論点】

『本業務従事予定者に本業務遂行の上で有効な資格があるか。』として、具体的には以下を必須項目として求めているが、妥当であるか。

審査業務を行うにあたっては、アンケート調査業務、市場調査業務の審査・照会の実務経験を有する者を配置することになっているか。さらに、そのうち財務・経理での実務経験を5年以内に2年間以上有するか、または日本商工会議所簿記検定2級以上の資格を有する者を最低1名配置することになっているか。

電話による督促業務を行うにあたっては、テレマーケティング業務の実務経験を有する者を配置することになっているか。

【対応】

について、審査業務の遂行にあたり、財務・経理の知識を有する者を配置することについては、企業活動基本調査の調査項目には、企業における財務・経理に関するものが含まれており、調査数値の妥当性を審査するうえで、ある程度財務・経理の知識を持つ者が常に他の者をサポートできる体制を整えておく必要があるとの説明があり、妥当であると判断した。なお、当初はそのような者を『複数名』配置としていたが、調査客体からの質問に答えられる者が最低1名いればよいことから、『最低1名』配置することと修正した。

また、及び について、同様の実務経験を有していることを必須項目としていることについては、経済産業省において、これまで指定統計調査についてこれだけの規模・範囲で民間委託をした経験がないため、慎重に進めたいとの考えであるとのことであり、その考え方については理解できることから、やむを得ないものと判断した。しかし、次回入札に向けては今回の経験や受託事業者の意見を踏まえて同様の要件を設定する必要があるかどうかについて検討することを経済産業省と確認した。

以 上